

令和6年1月19日
国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所

「第9回 遠賀川河口域利用対策協議会」を開催します

～第5期重点的撤去区域の設定について～

遠賀川河口域の不法係留船舶の撤去対策については、平成23年度から「重点的撤去区域」を順次設定し、進めているところです。

これまで、「第4期重点的撤去区域」により西川全域を指定し、対策を進めてきた結果、対策開始前の平成22年には775隻あった不法係留船が、令和5年10月時点で131隻まで減少しています。

残る、江川を含む遠賀川河口域全域を「第5期重点的撤去区域」に設定することについて議論するため、下記のとおり「第9回遠賀川河口域利用対策協議会」を開催します。

記

1. 日時：令和6年1月25日（木） 14:00～16:00
2. 場所：遠賀川地域防災施設（遠賀川水辺館）2階 会議室
（直方市溝堀一丁目1-1 遠賀川河川事務所隣り）
3. 議題：①遠賀川河口域における不法係留船対策の概要
②不法係留船の現状について
③今後の不法係留船対策について
4. 取材：公開（取材される報道機関の方は直接会場へお越し下さい）
5. 参考：遠賀川河口域の不法係留船対策については、当事務所HPにも掲載しています。
<http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/business/illegal/index.html>

【問合せ先】 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

副所長 田島 二仁（内線 205）

占用調整課長 山崎 達郎（内線 341）

電話：0949-22-1830（代表） FAX：0949-23-3487

不法係留船対策

第9回 遠賀川河口域利用対策協議会

(記者発表参考資料)

令和6年1月19日
国土交通省 遠賀川河川事務所

遠賀川河口域利用対策協議会について

遠賀川河口域における適正な河川利用を推進するための方策について検討し、提言することを目的に、平成10年2月発出の河川局長通達「計画的な不法係留船対策の促進について」に則った、学識経験者・関係機関等からなる「遠賀川河口域利用対策協議会」を平成22年9月に設置。

本協議会からの提言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

遠賀川河口域利用対策協議会委員

機 関 名	役 職
北九州市立大学	名誉教授
九州工業大学	名誉教授
芦屋町	副町長
遠賀町	副町長
福岡県警察本部	生活経済課長
福岡県 折尾警察署	折尾警察署長
福岡県 県土整備部 河川管理課	河川管理課長
福岡県 北九州県土整備事務所	事務所長
国土交通省 九州地方整備局 河川部	河川保全管理官
国土交通省 九州地方整備局 水政課	水政課長
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所	事務所長

—開催経緯—

第1回	平成22年	9月16日
第2回	平成23年	1月26日
第3回	平成24年	2月17日
第4回	平成25年	1月23日
第5回	平成26年	8月 8日
第6回	平成28年	4月26日
第7回	平成30年	7月24日
第8回	令和 元年1	2月19日
第9回	令和 6年	1月25日 (今回)

遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

不法係留船対策に係る計画について専門的な議論を行う。

●遠賀川河口域利用対策協議会

※構成メンバー：学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等

「地域の意見」を不法係留船対策に係る計画に反映する。

●遠賀川下流部利用者会議

※構成メンバー：地元自治体・地域住民・地元漁協・船舶所有者の代表等

⑥計画実施の報告

③地域の意見を反映した対策(案)の説明

④対策(案)の承認

不法係留船対策に係る計画の立案及び実施を行う。

●河川管理者

※九州地方整備局・福岡県

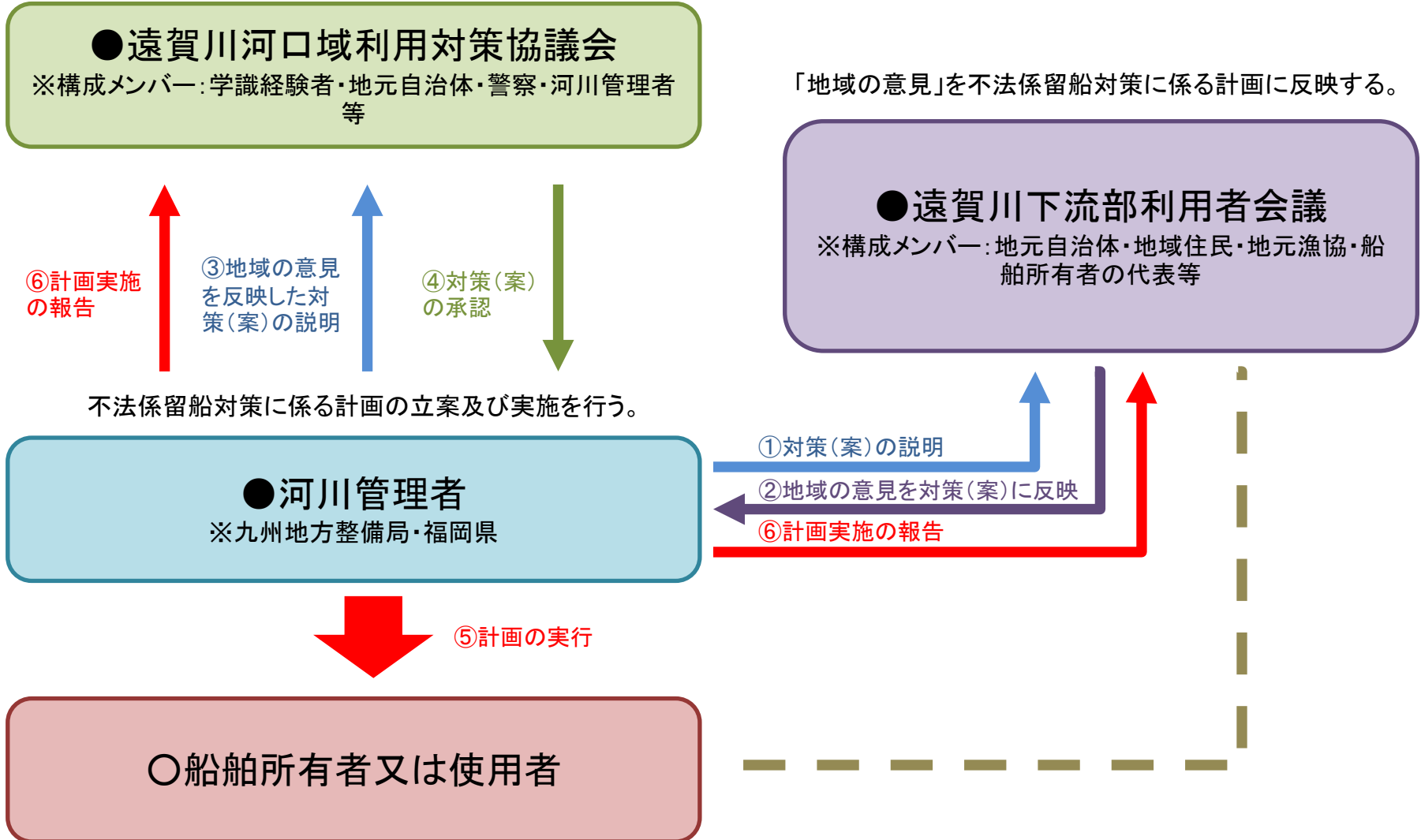
①対策(案)の説明

②地域の意見を対策(案)に反映

⑥計画実施の報告

⑤計画の実行

○船舶所有者又は使用者



重点的撤去区域について

平成23年2月に九州地方整備局と福岡県との連名による策定した『遠賀川河口域における不法係留船に係る計画書』では、第1期から第5期まで重点的撤去区域を設定・拡大するようになっている。重点的撤去区域に設定された区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底される。

段階的に設定する重点的撤去区域（第1期～第5期）



遠賀川河口域における係留船舶数の推移

